

# 9

## 新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取り扱いに ついて（厚生労働省事務連絡をもとに作成）

令和5年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う保険医療機関等の診療報酬上の特例の見直しについて示されたが、これに伴い、これまで規定されてきた診療報酬上の特例について、令和5年5月8日以降の取扱いについて以下に記載する。

なお、これらの取扱いについては、「冬の感染拡大に先立ち、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しを行い、その上で、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行う」とされていることに留意すること。

注1：本項において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断された患者（新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く）をいう。

注2：以下の項目の点数については、令和4年診療報酬改定による改定前の点数を算定する。

- ・再診料（歯科再診料〈届出あり53点・なし44点〉、地域歯科診療支援病院歯科再診料73点）
- ・非経口摂取患者口腔粘膜処置（100点）

### 1. 新型コロナウイルス感染症患者に対する 歯科治療に係る特例

以下の特例については、令和5年5月8日以降も引き続き算定できる。

#### ① 新型コロナ歯科治療加算

- ・歯科治療の延期が困難な新型コロナウイルス感染症患者に対し、必要な感染予防対策を講じた上で歯科治療を実施した場合には、新型コロナ歯科治療加算として、初診料の歯科診療特別対応加算、歯科外来診療環境体制加算1および歯科診療特別対応地域支援加算に相当する点数を合算した点数（298点）を算定できる。
- ・電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は算定できない。

#### ② 総合医療管理加算・在宅総合医療管理加算

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対して、当該疾患の担当医から、歯科治療を行うにあたり当該患者の全身状態や服薬状況等の必要な診療情報の提供を受け、必要な管理および療養上の指導等を行った場合は、歯科疾患管理料または歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無を問わず、歯科疾患管理料に規定する総合医療管理加算（50点）または歯科疾患在宅療養管理料に規定する在宅総合医療管理加算（50点）を1日につき1回算定できる。
- ・同一保険医療機関の医科の担当医からの診療情報の提供を受けた場合においても算定して差し支えないが、算定にあたっては当該情報提供に関する内容を診療録に記載する。

#### ③ 20分未満の歯科訪問診療料

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対して歯科訪問診療を行った場合は、診療時間が20分未満の場合

表 令和 5 年 5 月 8 日以降にも算定できるコロナ特例項目

新型コロナ歯科治療加算	歯科治療の延期が困難な患者に対し、必要な感染予防対策を講じた上で歯科治療を実施した場合	298 点
総合医療管理加算 在宅総合医療管理加算	担当医から全身状態や服薬状況等の診療情報提供を受け、必要な管理・指導等を行った場合	50 点 50 点
20 分未満の歯科訪問診療料	20 分未満の歯科訪問診療を行った場合	1,100 点 (減算せず算定可)
緊急歯科訪問診療加算 夜間歯科訪問診療加算 深夜歯科訪問診療加算	患者または現にその看護にあっている者からの訴えにより速やかに歯科訪問診療を行った場合	425/140/70 点 850/280/140 点 1,700/560/280 点
非経口摂取患者口腔粘膜処置	呼吸管理を行っている者に対し口腔衛生状態改善のため口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合	100 点*
歯科治療時医療管理料 在宅患者歯科治療時医療管理料	患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合	45 点 45 点
歯科特定疾患療養管理料	口腔乾燥を訴える者に対し、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合	170 点

(※ 令和 4 年診療報酬改定前の点数を算定)

であっても歯科訪問診療料に規定する減算を行わず、所定点数（1,100 点）を算定できる。

**④ 緊急歯科訪問診療加算・夜間歯科訪問診療加算・深夜歯科訪問診療加算**

- ・新型コロナウイルス感染症患者または現にその看護にあっている者からの訴えにより、速やかに歯科訪問診療を行った場合は、歯科訪問診療料の緊急歯科訪問診療加算・夜間歯科訪問診療加算・深夜歯科訪問診療加算を算定できる。

**⑤ 非経口摂取患者口腔粘膜処置**

- ・新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合は、非経口摂取患者口腔粘膜処置（100 点）を 1 日につき 1 回算定できる。

**⑥ 歯科治療時医療管理料・在宅患者歯科治療時医療管理料**

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合は、歯科治療時医療管理料（45 点）または在宅患者歯科治療時医療管理料（45 点）を算定できる。
- ・新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ当該点数を算定する保険医療機関においては、施設基準の届出は不要。

**⑦ 歯科特定疾患療養管理料**

- ・新型コロナウイルス感染症患者であって、口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合は、歯科特定疾患療養管理料（170 点）を算定できる。

(②～⑦の項目を算定する場合は、明細書「摘要」欄に「コロナ特例」と記載する)

## 2. 電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例

以下の特例については、令和5年7月31日をもって終了する。

### ① 初診から「電話や情報通信機器を用いた診療」により診断や処方を行う場合

- ・当該患者の診療について、初診料（歯科初診料および地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれか）を算定している歯科医療機関であっても、歯科訪問診療3（185点）を算定できる。
- ・医薬品の処方を行い、またはFAX等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料または薬剤料を算定することができる。
- ・算定した場合は、明細書「摘要」欄に「コロナ特例」と記載する。
- ・初診料の加算のうち、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、乳幼児時間外加算、乳幼児休日加算、乳幼児深夜加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。

### ② 「電話や情報通信機器を用いた診療」を行う以前より、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合

- ・施設基準の届出状況に応じて再診料（44点、53点、73点）のいずれかを算定する。
- ・算定した場合は、明細書「摘要」欄に「コロナ特例」と記載する。
- ・再診料の加算のうち、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、乳幼児時間外加算、乳幼児休日加算、乳幼児深夜加算、明細書発行体制等加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。

### ③ 「電話や情報通信機器を用いた診療」を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、歯科疾患管理料または歯科特定疾患療養管理料を算定していた患者に対して、「電話や情報通信機器を用いた診療」においても当該計画等に基づく管理等を行う場合

- ・医学管理として歯周病患者画像活用指導料（10点）および歯科治療時医療管理料（45点）の合計（55点）を月1回に限り算定できる。
- ・歯科疾患管理料を算定していた患者で、歯周病以外の口腔疾患の管理を行っていた場合または口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても、対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には歯周病患者画像活用指導料（10点）が算定できる。

（①～③の特例は、原則として、処方を行った場合に算定できる）

## 3. 施設基準に係る特例

### ① 研修要件にかかる取扱いについて

- ・歯科点数表の初診料（注1）の施設基準に規定する院内感染防止対策に係る研修について、4年以内の受講が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため当該研修が中止される等のやむを得ない事情により研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく引き続き算定可能である。
- ・本特例については、令和5年9月30日に終了する。